二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年六月四日農林水産省告示第八百六十号（二に係るものに限る。）、昭和五十六年六月二十七日農林水産省告示第九百六十号、昭和五十七年十月二十五日農林水産省告示第千六百九十六号、昭和五十七年十二月八日農林水産省告示第二千二号、昭和五十八年三月十九日農林水産省告示第三百八号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成元年八月十一日農林水産省告示第千四十三号、平成七年九月十八日農林水産省告示第千四百六十一号、昭和四十三年二月十六日農林省告示第百四十九号、昭和四十八年六月五日農林省告示第千九十九号（一及び四に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成六年五月十日農林水産省告示第七百九十四号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十三号、平成九年七月九日農林水産省告示第千百十七号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十六年一月二十七日農林省告示第百六十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十年一月二十三日農林省告示第三十九号、昭和五十一年三月二十七日農林省告示第三百二十七号、昭和五十四年六月十六日農林水産省告示第八百四十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成五年六月八日農林水産省告示第七百五号（四に係るものに限る。）、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十五号（二に係るものに限る。）、平成九年五月二日農林水産省告示第六百五十二号（一から三までに係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百十三号、平成十年十二月十四日農林水産省告示第千九百十号（一、二及び三に係るものに限る。）、平成十一年七月十六日農林水産省告示第九百二十一号、平成十二年二月十五日農林水産省告示第二百二十一号、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百四十六号、昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（一、二及び三に係るものに限る。）、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百三十八号、昭和五十九年十月六日農林水産省告示第二千三十八号、平成八年九月十九日農林水産省告示第千五百十九号、平成八年八月二十八日農林水産省告示第千三百六十九号（一、二及び四に係るものに限る。）、平成十一年一月二十五日農林水産省告示第百五十九号、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十七号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百三十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十三年七月十五日農林水産省告示第二十八号（一及び三に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十一日農林水産省告示第千百三十八号（一、二、三及び五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十四年十月十七日農林水産省告示第千四百五十二号